

議案第 93 号

山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例

山陽小野田市厚狭地区複合施設条例（平成 27 年山陽小野田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 山陽小野田市地域交流センター条例（令和 3 年山陽小野田市条例第〇号）で定める山陽小野田市厚狭地域交流センター

第 3 条第 1 項第 5 号を削る。

第 5 条から第 13 条までを削り、第 14 条を第 5 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の施行後は、山陽小野田市地域交流センター条例（令和 3 年山陽小野田市条例第〇号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の山陽小野田市

厚狭地区複合施設条例の規定によりなされた使用許可に係る使用料であって同日以後の使用に係るものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市厚狭地区複合施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(施設の構成)</p> <p>第3条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>山陽小野田市地域交流センター条例(令和3年山陽小野田市条例第○号)で定める山陽小野田市厚狭地域交流センター</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(施設の構成)</p> <p>第3条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>山陽小野田市公民館条例(平成17年山陽小野田市条例第183号)で定める山陽小野田市厚狭公民館</u></p> <p>(5) <u>別表第1に掲げるコミュニティ施設(以下「コミュニティ施設」という。)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 <u>コミュニティ施設を使用する者は、あらかじめ市長に申請し、その許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>市長は、管理運営上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の規定による申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしない。</u></p>

(1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理運営上支障があると認めるとき。

(4) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 使用者は、使用許可を受ける際、別表第2の規定により算出して得た額を使用料として納付しなければならない。ただし、使用時間の変更等により使用料に不足が生じた場合は、使用后これを納付しなければならない。

2 市長は、公用又は公益のためコミュニティ施設を使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。

3 前2項の使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第8条 使用者は、コミュニティ施設に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理運営上必要があると認めるときは、使用者の負担においてコミュニティ施設に特別の設備をさせ、又は設備の変更を命ずることができる。

(目的以外の使用等の禁止)

第9条 使用者は、使用許可を受けた目的以外にコミュニティ施設を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条第2項の規定により付された使用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(委任)
第5条 (略)

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終えたとき、又は前条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、その使用により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(職員の指示)

第13条 使用者は、コミュニティ施設の使用について、職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第14条 (略)

別表第1 (第3条関係)

コミュニティ施設

本館棟	第1研修室A、第1研修室B、第1研修室C、第2研修室A、第2研修室B、団体企画室及び和室
体育館棟	アリーナ、ステージ、調理実習室及び会議室

別表第2 (第6条関係)

コミュニティ施設使用料表

(1) 本館棟

区分	使用料（1時間当たり）
第1研修室A	250円
第1研修室B	250円
第1研修室C	250円
第2研修室A	250円
第2研修室B	310円
団体企画室	80円
和室	170円

冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。

区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房
第1研修室A	270円	160円
第1研修室B	270円	160円
第1研修室C	270円	160円
第2研修室A	270円	160円
第2研修室B	270円	160円
団体企画室	160円	110円
和室	160円	110円

(2) 体育館棟

区分	使用料（1時間当たり）
ア 1/3面	100円
リ 半面	150円

一	2 / 3面		200円	
ナ	全面		300円	
	ステージ		20円	
	調理実習室		250円	
	会議室		250円	
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	使用料（1時間当たり）		
		冷房	暖房	
	調理実習室	270円	160円	
	会議室	270円	160円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	品名	単位	金額（1回につき）
	器具	ピアノ	1台	2,200円
		バレーボール	1式	440円
		バドミントン	1式	110円
		卓球	1式	110円
備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。				